

千葉県立房総のむら管理規則 制定概要

1 制定理由

令和4年3月「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」制定により、博物館の設置、管理及び廃止に関する事務について、知事が管理・執行することが定められた。これを受けて「千葉県立房総のむらの管理等に関する条例」が改正され、千葉県立房総のむらの管理規則については知事が定めることとなったことから、現行の教育委員会規則を廃止し、知事が所管する規則として新たに制定したものである。

2 制定内容

千葉県立房総のむらの管理に関し必要な事項

- ・ 指定管理者の指定の告示（第二条）
- ・ 開館時間（第三条）
- ・ 休館日（第四条）
- ・ 入館の制限（第五条）
- ・ 入場券（第六条）
- ・ 禁止行為（第七条）
- ・ 損害の賠償（第八条）
- ・ 知事が管理する場合の特例（第九条）
- ・ 委任（第十条）

3 施行日

令和4年4月1日